

京都府	
市区町村数	26

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問1		問2-1	問2-2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2024年4月1日現在で有効なもの)						
			担当課(室)名	所属	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	問3-1 有		問3-1 無	問4-1 有			問4-2 計画期間	問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法	問4-4 現在の状況	
							問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の状況	問4-2 計画名称						
					21	19	15				22						
26	100	京都市	文化市民局共生社会推進室男女共同参画推進担当	1	2	1	1	京都市男女共同参画推進条例	2003年12月26日	2003年12月26日		第5次京都市男女共同参画計画	2021年10月1日	～	2026年3月31日	2	1
26	201	福知山市	人権推進室	1	2	1	1	福知山市男女共同参画推進条例	2006年9月27日	2006年10月1日		第4次福知山市男女共同参画計画「はばたきプラン2021」	2021年4月1日	～	2031年3月31日	1	1
26	202	舞鶴市	市民環境部 人権啓発・地域づくり室 人権啓発推進課	1	1	1	1	舞鶴市男女共同参画推進条例	2014年6月30日	2014年7月1日		舞鶴市男女共同参画計画「まいプラン」第3次	2017年4月1日	～	2027年3月31日	1	1
26	203	綾部市	市民環境部人権推進室人権推進課	1	1	1	1	綾部市男女共同参画条例	2006年3月30日	2006年4月1日		第4次綾部市男女共同参画計画「あいプラン」	2021年4月	～	2031年3月	1	1
26	204	宇治市	人権環境部男女共同参画課	1	1	1	1	宇治市男女生き生きまちづくり条例	2004年10月8日	2004年12月7日		宇治市男女共同参画計画 第5次UJIあさぎプラン	2021年4月	～	2026年3月	1	1
26	205	宮津市	市民環境課	1	2	1	1				4	宮津市男女共同参画基本計画～ウインドプラン2017～	2017年4月	～	2027年3月	1	1
26	206	亀岡市	人権啓発課	1	2	1	1	亀岡市男女共同参画条例	2002年12月25日	2003年4月1日		ゆう・あいプラン2021～亀岡市男女共同参画計画～	2021年4月1日	～	2031年3月31日	1	1
26	207	城陽市	市民活動支援課	1	2	1	1	城陽市男女共同参画を進めるための条例	2005年7月1日	2005年7月1日		第4次城陽市男女共同参画計画「さんさんプラン」	2021年4月	～	2031年3月	1	1
26	208	向日市	広聴協働課	1	2	1	1	向日市男女共同参画推進条例	2006年3月27日	2006年4月1日		第3次向日市男女共同参画プラン	2021年4月	～	2031年3月	1	1
26	209	長岡京市	男女共同参画センター	1	1	1	1	長岡京市男女共同参画推進条例	2010年9月27日	2010年10月1日		長岡京市男女共同参画計画第7次計画	2021年4月	～	2026年3月	1	1
26	210	八幡市	市民生活部人権政策課	1	2	1	1	八幡市男女共同参画推進条例	2009年3月30日	2009年4月1日		八幡市男女共同参画プラン るーぶ計画Ⅲ	2021年4月	～	2031年3月	1	1
26	211	京田辺市	市民部人権啓発推進課	1	2	1	1	京田辺市男女共同参画推進条例	2010年9月29日	2010年10月1日		第3次京田辺市男女共同参画計画	2021年4月1日	～	2031年3月31日	1	1
26	212	京丹後市	市民課	1	2	1	1	京丹後市男女共同参画条例	2011年7月1日	2011年7月1日		第二次京丹後市男女共同参画計画-デュエットプラン2-	2016年4月	～	2026年3月	1	1
26	213	南丹市	人権政策課	1	2	1	1	南丹市男女共同参画推進条例	2015年3月30日	2015年4月1日		第2次南丹市男女共同参画行動計画	2019年3月	～	2029年3月	1	1
26	214	木津川市	人権推進課	1	2	1	1	木津川市男女共同参画推進条例	2007年3月12日	2007年3月12日		第2次木津川市男女共同参画計画～キラさわやかプラン～	2021年4月1日	～	2031年3月31日	1	1
26	303	大山崎町	生涯学習課	2	2	2	2				4	大山崎町第4次男女共同参画計画-みとめ愛プラン-	2023年4月	～	2029年3月	1	1
26	322	久御山町	総務課	1	2	1	1				4	久御山町レインボウプラン(第3次男女共同参画プラン)	2023年4月	～	2033年3月	1	1
26	343	井手町	教育委員会 社会教育課	2	2	1	2				4	井手町男女共同参画プラン (井手町男女共同参画計画・井手町DV対策基本計画)	2021年4月	～	2031年3月	1	1
26	344	宇治田原町	企画財政課	1	2	1	1				4	第2次宇治田原町男女共同参画計画	2021年4月	～	2030年3月	1	1
26	364	笠置町	総務財政課	1	2	2	2				4						2
26	365	和束町	人権啓発課	1	2	2	2				4						2
26	366	精華町	人権啓発課	1	2	1	1	精華町男女共同参画推進条例	2013年3月29日	2013年10月1日		精華町第2次男女共同参画計画	2015年4月	～	2025年3月	1	1
26	367	南山城村	税住民福祉課	1	2	2	2				4						2
26	407	京丹波町	健康福祉部 住民課	1	2	1	1				4	京丹波町第2次男女共同参画計画	2017年4月	～	2027年3月	1	1
26	463	伊根町	住民生活課	1	2	2	2				4						2
26	465	与謝野町	住民税務課	1	2	1	2				4	みんなの和づくりプラン第2次与謝野町男女共同参画計画	2019年4月	～	2028年3月	1	1

<選択肢回答>

所属

- 1 首長部局
- 2 教育委員会

事務所掌

- 1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
- 2 1ではない

庁内連絡会議

- 1 有
- 2 無

諮問機関

- 1 有
- 2 無

男女共同参画に関する条例

現在の状況

- 1 2025年3月末までの制定を目的に検討中
- 2 2024年度以降の制定を目的に検討中
- 3 その他
- 4 検討していない

男女共同参画に関する計画

女性活躍推進法の推進計画との関係

- 1 一体
- 2 一体でない

計画の策定方法(総合計画の一部として策定している場合、「問4-2 計画名称」は括弧書きで表記)

- 1 単独計画として策定
- 2 総合計画の一部として策定

現在の状況

- 1 策定予定有
- 2 策定予定無

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2024年4月1日現在で開設済の施設)																
			問6-1		問6-4 所在地等					問6-3 施設形態		問6-5 管理・運営主体							
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他		
			11									1	10	10	1	0	10	1	0
26	100	京都市	京都市男女共同参画センター	ウイングス京都	604-8147	京都市中京区東洞院通六角下る御射山町262番地	075-212-7490	075-212-7460	https://www.wings-kyoto.jp		○		○					○	
26	201	福知山市	福知山市男女共同参画センター		620-0035	京都府福知山市字内記100番地 ハピネスふくちやま 3階	0773-24-7022	0773-23-6537	https://www.city.fukuchiyama.lg.jp/soshiki/6/		○	○					○		
26	202	舞鶴市	舞鶴市男女共同参画センター	プラス舞鶴	625-0087	舞鶴市字余部下1167	0773-65-0055	0773-65-0055	https://www.city.maizuru.kyoto.jp/kurashi/0000007538.html		○	○					○		
26	203	綾部市	綾部市男女共同参画センター	あいセンター	623-0016	綾部市西町一丁目49-1 I・TEビル5階	0773-42-2030	0773-42-2030	https://www.city.ayabe.lg.jp/category/1-14-0-0-0-0-0-0-0.html		○	○					○		
26	204	宇治市	宇治市男女共同参画支援センター	ゆめりあ うじ	611-0021	宇治市宇治里尻5-9	0774-39-9377	0774-39-9378	https://www.city.uji.kyoto.jp/soshiki/68/		○	○					○		
26	205	宮津市																	
26	206	亀岡市																	
26	207	城陽市	城陽市男女共同参画支援センター	ぱれっとJOYO	610-0121	京都府城陽市寺田林ノ口11番地の114	0774-54-7545	0774-55-5601	https://www.city.joyo.kyoto.jp/		○	○					○		
26	208	向日市	向日市女性活躍センター	あすもあ	617-0002	京都府向日市寺戸町中ノ段16番地の7	075-963-6532	075-963-6517	https://www.city.muko.kyoto.jp/kurashi/jyosei_katuyaku/index.html	○		○					○		
26	209	長岡京市	男女共同参画センター	“いこゝる”プラス	617-0833	京都府長岡京市神足2丁目3番1号長岡京市立総合交流センター6階	075-963-5501	075-963-5521	https://www.city.nagaokakyo.lg.jp/0000000375.html		○	○					○		
26	210	八幡市	八幡市女性ルーム		614-8073	京都府八幡市八幡軸63番地	075-983-1784	075-983-4545			○	○					○		
26	211	京田辺市	京田辺市女性交流支援ルーム	ポケット	610-0334	京田辺市田辺中央5丁目2番地1 アル・プラザ京田辺2階	0774-65-3709	0774-65-3709	https://www.city.kyotanabe.lg.jp/0000005375.html		○	○					○		
26	212	京丹後市																	
26	213	南丹市																	
26	214	木津川市	木津川市女性センター		619-0223	京都府木津川市相楽台4丁目3番地	0774-72-7719	0774-72-1399	https://www.city.kizugawa.lg.jp/index.cfm/6,440,40,181.html		○	○					○		
26	303	大山崎町																	
26	322	久御山町																	
26	343	井手町																	
26	344	宇治田原町																	
26	364	笠置町																	
26	365	和束町																	
26	366	精華町																	
26	367	南山城村																	
26	407	京丹波町																	
26	463	伊根町																	
26	465	与謝野町																	

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2024年4月1日現在で開設済の施設)														
			問6-1 名称	問6-2 設立年月日	問6-6 職員数(人)		問6-7 予算額(千円)	問6-8 主な事業									
					期間常勤の定員(雇用がない職員)	非常勤(雇用)期間の定員(任用職員)		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他
			11					11	11	11	11	8	11	7	1	7	
26	100	京都市	京都市男女共同参画センター	1994年4月1日	11	16	73,869	○	○	○	○	○	○	○		○	保育事業、女性の防災リーダー育成事業
26	201	福知山市	福知山市男女共同参画センター	2015年8月1日	15	6	6,826	○	○	○	○	○	○			○	職員研修
26	202	舞鶴市	舞鶴市男女共同参画センター	2001年3月10日	0	2	3,907	○	○	○	○		○				
26	203	綾部市	綾部市男女共同参画センター	1998年12月1日	2	2	12,984	○	○	○	○	○	○				
26	204	宇治市	宇治市男女共同参画支援センター	2003年4月16日	2	5	20,863	○	○	○	○	○	○			○	市民企画事業、女性問題アドバイザー派遣など
26	205	宮津市															
26	206	亀岡市															
26	207	城陽市	城陽市男女共同参画支援センター	2006年4月1日	2	4	15,913	○	○	○	○	○	○	○	○		
26	208	向日市	向日市女性活躍センター	2018年7月9日	0	4	12,928	○	○	○	○	○				○	コワーキングスペースの貸し出し、飲食業やインストラクター業等を希望する女性へのチャレンジスペースの提供
26	209	長岡京市	男女共同参画センター	2005年4月18日	4	4	9,343	○	○	○	○	○	○			○	出前ミーティング
26	210	八幡市	八幡市女性ルーム	2009年6月1日	1	2	12,140	○	○	○	○		○				
26	211	京田辺市	京田辺市女性交流支援ルーム	2006年9月1日	1	3	5,248	○	○	○	○		○				男女共同参画団体等との協催事業
26	212	京丹後市															
26	213	南丹市															
26	214	木津川市	木津川市女性センター	1986年4月1日	2	3	10,231	○	○	○	○	○					自主サークル支援、健康講座
26	303	大山崎町															
26	322	久御山町															
26	343	井手町															
26	344	宇治田原町															
26	364	笠置町															
26	365	和束町															
26	366	精華町															
26	367	南山城村															
26	407	京丹波町															
26	463	伊根町															
26	465	与謝野町															

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言				問5 首長、自治会長等の状況(2024年7月1日現在)														
			問7-2			宣言の形態	市区長数	うち		副市区長数	うち		町村長数	うち		副町村長数	うち		自治会長数	うち	
			宣言年月日	宣言名称				女性市区長数	女性比率(%)		女性副市区長数	女性比率(%)		女性町村長数	女性比率(%)		女性副町村長数	女性比率(%)		女性自治会長数	女性比率(%)
			1			15	2	13.3	23	1	4.3	11	0	0.0	8	0	0.0	2,629	251	9.5	
26	100	京都市				1	0	0.0	3	0	0.0							0	0		
26	201	福知山市				1	0	0.0	2	0	0.0							325	2	0.6	
26	202	舞鶴市				1	0	0.0	1	0	0.0							365	19	5.2	
26	203	綾部市				1	0	0.0	1	0	0.0							193	5	2.6	
26	204	宇治市				1	1	100.0	1	0	0.0							571	150	26.3	
26	205	宮津市				1	0	0.0	1	0	0.0							102	3	2.9	
26	206	亀岡市				1	0	0.0	2	1	50.0							23	0	0.0	
26	207	城陽市				1	0	0.0	2	0	0.0							126	28	22.2	
26	208	向日市				1	0	0.0	2	0	0.0							8	0	0.0	
26	209	長岡京市				1	0	0.0	2	0	0.0							56	6	10.7	
26	210	八幡市				1	1	100.0	1	0	0.0							48	8	16.7	
26	211	京田辺市				1	0	0.0	1	0	0.0							49	1	2.0	
26	212	京丹後市				1	0	0.0	1	0	0.0							217	1	0.5	
26	213	南丹市				1	0	0.0	1	0	0.0							177	4	2.3	
26	214	木津川市				1	0	0.0	2	0	0.0							33	1	3.0	
26	303	大山崎町										1	0	0.0	0	0		60	14	23.3	
26	322	久御山町	2004年10月31日	久御山町男女共同参画都市宣言	2							1	0	0.0	1	0	0.0	37	6	16.2	
26	343	井手町										1	0	0.0	1	0	0.0	12	0	0.0	
26	344	宇治田原町										1	0	0.0	1	0	0.0	11	0	0.0	
26	364	笠置町										1	0	0.0	0	0		6	0	0.0	
26	365	和束町										1	0	0.0	0	0		17	0	0.0	
26	366	精華町										1	0	0.0	1	0	0.0	42	3	7.1	
26	367	南山城村										1	0	0.0	1	0	0.0	10	0	0.0	
26	407	京丹波町										1	0	0.0	1	0	0.0	85	0	0.0	
26	463	伊根町										1	0	0.0	1	0	0.0	32	0	0.0	
26	465	与謝野町										1	0	0.0	1	0	0.0	24	0	0.0	

<選択肢回答>

男女共同参画に関する宣言

宣言の形態

- 1 首長声明
- 2 議会の議決
- 3 庁内連絡会議の決定
- 4 その他





調査時点コード	1	2024年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問11-1 管理職の在職状況																		問11-2 職務上の地位別職員在職状況												問11-2		問11-5 本庁の防災・危機管理部局への配置状況					問11-5								
			うち一般行政職						うち一般行政職						うち一般行政職						うち一般行政職						調査時点コード	その他	防災・危機管理部局職員数	うち		調査時点コード	その他															
			管理職総数	うち管理職数	女性比率	管理職総数	うち管理職数	女性比率	管理職総数	うち管理職数	女性比率	管理職総数	うち管理職数	女性比率	管理職総数	うち管理職数	女性比率	管理職総数	うち管理職数	女性比率	管理職総数	うち管理職数	女性比率	管理職総数	うち管理職数	女性比率				女性数	女性比率			女性数	女性比率													
																																				女性数	女性比率	女性数	女性比率	女性数	女性比率	女性数	女性比率	女性数	女性比率	女性数	女性比率	女性数
			2,886	607	21.0	1,967	364	18.5	516	67	13.0	406	49	12.1	246	42	17.1	140	27	19.3	2,124	498	23.4	1,421	288	20.3	913	311	34.1	561	154	27.5	3,795	993	26.2	2,411	622	25.8			166	26	15.7	51	8	15.7		
26	100	京都市	1,171	172	14.7	799	106	13.3	252	30	11.9	221	23	10.4	43	4	9.3	0	0	0.0	876	138	15.8	578	83	14.4	0	0	0.0	0	0	0.0	2,181	440	20.2	1,401	302	21.6	1		23	3	13.0	6	1	16.7	1	
26	201	福知山市	169	50	29.6	103	23	22.3	22	7	31.8	17	4	23.5	32	10	31.3	27	5	18.5	115	33	28.7	59	14	23.7	114	27	23.7	114	27	23.7	138	64	46.4	102	43	42.2	1		8	0	0.0	3	0	0.0	1	
26	202	舞鶴市	131	25	19.1	85	15	17.6	17	2	11.8	10	0	0.0	22	5	22.7	16	4	25.0	92	18	19.6	59	11	18.6	0	0	0.0	0	0	0.0	172	45	26.2	104	26	25.0	1		7	0	0.0	2	0	0.0	1	
26	203	綾部市	73	20	27.4	0	0	0.0	13	1	7.7	0	0	0.0	18	4	22.2	0	0	0.0	42	15	35.7	0	0	0.0	43	11	25.6	0	0	0.0	54	21	38.9	0	0	0.0	2	2024年4月1日	5	1	20.0	2	0	0.0	2	2024年4月1日
26	204	宇治市	112	13	11.6	80	12	15.0	16	0	0.0	12	0	0.0	22	4	18.2	14	4	28.6	74	9	12.2	54	8	14.8	110	35	31.8	54	16	29.6	166	37	22.3	82	21	25.6	1		6	0	0.0	0	0	0.0	1	
26	205	宮津市	46	7	15.2	43	6	14.0	9	1	11.1	9	1	11.1	2	0	0.0	2	0	0.0	35	6	17.1	32	5	15.6	7	2	28.6	6	2	33.3	39	13	33.3	32	10	31.3	1		3	0	0.0	1	0	0.0	1	
26	206	亀岡市	150	51	34.0	128	43	33.6	27	7	25.9	16	3	18.8	2	1	50.0	2	1	50.0	121	43	35.5	110	39	35.5	0	0	0.0	0	0	0.0	126	46	36.5	120	40	33.3	1		10	1	10.0	3	1	33.3	1	
26	207	城陽市	80	13	16.3	58	10	17.2	12	0	0.0	10	0	0.0	22	1	4.5	18	1	5.6	46	12	26.1	30	9	30.0	39	5	12.8	23	2	8.7	70	11	15.7	44	6	13.6	1		6	2	33.3	2	0	0.0	1	
26	208	向日市	68	21	30.9	38	13	34.2	8	3	37.5	2	2	100.0	9	2	22.2	6	2	33.3	51	16	31.4	30	9	30.0	14	11	78.6	6	3	50.0	84	34	40.5	58	18	31.0	1		3	1	33.3	1	0	0.0	1	
26	209	長岡京市	108	37	34.3	94	35	37.2	16	5	31.3	15	5	33.3	12	3	25.0	10	3	30.0	80	29	36.3	69	27	39.1	43	18	41.9	30	11	36.7	74	42	56.8	52	26	50.0	1		7	1	14.3	3	1	33.3	1	
26	210	八幡市	108	20	18.5	74	9	12.2	13	0	0.0	11	0	0.0	19	1	5.3	13	0	0.0	76	19	25.0	50	9	18.0	67	18	26.9	35	9	25.7	73	28	38.4	42	17	40.5	1		5	1	20.0	3	0	0.0	1	
26	211	京田辺市	107	27	25.2	65	9	13.8	15	3	20.0	11	3	27.3	15	2	13.3	12	2	16.7	77	22	28.6	42	4	9.5	27	4	14.8	14	4	28.6	104	36	34.6	51	13	25.5	2	2024年6月1日	8	1	12.5	3	0	0.0	2	2024年6月1日
26	212	京丹後市	135	32	23.7	73	15	20.5	29	1	3.4	12	1	8.3	9	3	33.3	6	3	50.0	97	28	28.9	55	11	20.0	91	41	45.1	51	14	27.5	129	39	30.2	84	31	36.9	1		4	0	0.0	2	0	0.0	1	
26	213	南丹市	67	27	40.3	49	15	30.6	14	1	7.1	13	1	7.7	5	1	20.0	4	1	25.0	48	25	52.1	32	13	40.6	76	34	44.7	49	14	28.6	48	19	39.6	27	9	33.3	1		6	0	0.0	2	0	0.0	1	
26	214	木津川市	90	25	27.8	75	18	24.0	18	2	11.1	17	2	11.8	8	1	12.5	7	1	14.3	64	22	34.4	51	15	29.4	55	23	41.8	31	7	22.6	71	24	33.8	55	17	30.9	1		5	0	0.0	2	0	0.0	1	
26	303	大山崎町	24	7	29.2	18	3	16.7	5	0	0.0	5	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	19	7	36.8	13	3	23.1	16	8	50.0	10	4	40.0	14	7	50.0	7	2	28.6	1		5	1	20.0	2	0	0.0	1	
26	322	久御山町	34	9	26.5	24	4	16.7	7	0	0.0	6	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	27	9	33.3	18	4	22.2	33	11	33.3	19	5	26.3	37	14	37.8	17	6	35.3	1		6	2	33.3	4	2	50.0	1	
26	343	井手町	24	7	29.2	20	4	20.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	24	7	29.2	20	4	20.0	6	1	16.7	6	1	16.7	14	6	42.9	9	1	11.1	1		3	0	0.0	0	0	0.0	1	
26	344	宇治田原町	17	4	23.5	16	4	25.0	5	1	20.0	4	1	25.0	0	0	0.0	0	0	0.0	12	3	25.0	12	3	25.0	18	2	11.1	13	2	15.4	21	4	19.0	18	4	22.2	1		4	0	0.0	2	0	0.0	1	
26	364	笠置町	11	6	54.5	10	5	50.0	1	1	100.0	1	1	100.0	0	0	0.0	0	0	0.0	10	5	50.0	9	4	44.4	10	2	20.0	7	0	0.0	3	0	0.0	3	0	0.0	2	2024年7月16日	8	3	37.5	2	2	100.0	2	2024年7月16日
26	365	和束町	17	4	23.5	13	3	23.1	0	0	0.0	0	0	0.0	1	0	0.0	0	0	0.0	16	4	25.0	13	3	23.1	6	6	100.0	6	6	100.0	9	3	33.3	8	3	37.5	1		9	3	33.3	1	0	0.0	1	
26	366	精華町	49	9	18.4	35	3	8.6	10	0	0.0	9	0	0.0	4	0	0.0	3	0	0.0	35	9	25.7	23	3	13.0	44	13	29.5	25	8	32.0	67	19	28.4	38	8	21.1	1		4	1	25.0	2	0	0.0	1	
26	367	南山城村	9	1	11.1	8	1	12.5	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	9	1	0.0	8	1	0.0	11	5	0.0	11	5	0.0	5	1	0.0	5	1	0.0	1		8	2	0.0	1	1	100.0	1	
26	407	京丹波町	36	10	27.8	26	5	19.2	6	2	33.3	5	2	40.0	0	0	0.0	0	0	0.0	30	8	26.7	21	3	14.3	44	21	47.7	29	10	34.5	61	28	45.9	32	10	31.3	1		3	0	0.0	0	0	0.0	1	
26	463	伊根町	7	0	0.0	0	0	0.0	1	0	0.0	0	0	0.0	1	0	0.0	0	0	0.0	5	0	0.0	0	0	0.0	5	1	20.0	0	0	0.0	10	4	40.0	0	0	0.0	1		7	3	42.9	1	0	0.0	1	
26	465	与謝野町	43	10	23.3	33	3	9.1	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	43	10	23.3	33	3	9.1	34	12	35.3	22	4	18.2	25	8	32.0	20	8	40.0	1		3	0	0.0	1	0	0.0	1	

調査時点	議会関係は2024年7月1日(その他2024年4月1日)
------	------------------------------

都	道	区	府	町	市	村	名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査															
								問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-1	問12-2	問12-3	問12-4	問12-5		問12-6	問12-7							
									議 会 名	議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定がないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)	配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他	
								19	1の合計	26	0	25			0		25	25	25	25	26	15	
								2	2の合計	0	14	1			26		1	1	1	1	0	0	
								0	3の合計	0	11				0		0	0	0	0	0	0	
								5	4の合計	0	1						0	0	0	0	0	0	
26	100	京都市	1					①京都市職員旧姓使用取扱要綱 ②京都市交通局職員旧姓使用取扱要綱 ③京都市上下水道局職員旧姓使用取扱要綱 ①第1条 この要綱は、職員が婚姻等により氏を改めた後も、職務遂行上、改める前の氏(以下「旧姓」という。)を使用する場合の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。 ②第4条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、管理者の承認を受けなければならない。 ③第5条 管理者は、前条の申請があった場合において、職務遂行上支障がないと認められるときは、旧姓の使用を承認するものとする。 ④第6条 職員課長は、前条の申請があった場合において、職務遂行上支障がないと認められるときは、旧姓の使用を承認するものとする。	京都市会	1	4	2			2			2	2	2	2	1	
26	201	福知山市	1					福知山市職員旧姓使用に関する取扱要綱 (目的) 第1条 この要綱は、福知山市に勤務する職員であって、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)を使用する文書等の取扱いについて定めることを目的とする。	福知山市議会	1	3	1		福知山市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日の8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		2		1	1	1	1	1	1
26	202	舞鶴市	2						舞鶴市議会	1	3	1		舞鶴市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日の8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		2		1	1	1	1	1	
26	203	綾部市	1					綾部市職員旧姓使用取扱要領(内規) 第1条 この要領は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに必要となる事由を定めるものとする。	綾部市議会	1	3	1		綾部市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条(省略) 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前の日から当該出産の日の8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		2		1	1	1	1	1	
26	204	宇治市	1					宇治市職員の旧姓使用に関する要項 (目的) 第1条 この要項は、職員(再任用を含む一般職の職員及び地方公務員法第3条第3項第3号で定める職員をいう。以下同じ。)が婚姻等によってその戸籍上の氏を改めたときに、その改氏によって生ずるおそれのある職業生活上の支障を回避できるよう、希望により改める前の氏(以下「旧姓」という。)を使用する場合の手続き等について定める。 (旧姓使用の申請及び承認) 第2条 職員が旧姓を使用しようとするときは、戸籍上の氏を改めた日から1ヶ月以内に任命権者に申請してその承認を受けなければならない。また、新規採用された職員は採用日から1ヶ月以内であれば、旧姓の使用を任命権者に申請することができる。 2 前項に定める申請は、「旧姓使用承認申請書」(様式第1号)により行うものとする。 3 任命権者が第1項に定める承認をしたときは、「旧姓使用承認書」(様式第2号)により当該職員及び所属長に通知するものとする。 (旧姓を使用する範囲) 第3条 前条に定める承認を受けた職員が旧姓を使用する範囲は以下のとおりとする。 (1)旧姓使用を認める範囲 ① 職場での呼称 ② 名刺 ③ 田舎表 ④ 印内で使用する文書への署名捺印 ⑤ 職務分掌表 ⑥ 職員名簿 ⑦ 名刺 ⑧ 田舎表として原稿を執筆する場合 (2)旧姓使用を認めない範囲 ① 公権力の行使に関わる場合 ② 職務、共済組合、社会保険事務所、銀行など、外部の機関等に支障を及ぼすおそれのある場合 ③ 法令等により戸籍上の氏名を使用することが定められている場合 ④ 因事給与等関係文書で電子計算システムの変更が必要となる場合 ⑤ その他職務遂行上又は事務処理上、誤解や混乱を生ずるおそれのある場合	宇治市議会	1	2	1		宇治市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		2		1	1	1	1	1	

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議 会 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査												
					問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間より短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間より長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例							
			(人事異動等の場合の取扱) 第4条 任命権者は、旧姓使用の承認を受けた職員を人事異動等により他の任命権者の部局へ転任させたときは、当該任命権者に旧姓を使用している職員であることを「旧姓使用通知書」(様式第3号)により通知するものとし、また同一任命権者の事務部局の中で配置替えしたときも、同様に新所属の長に通知するものとする。 (旧姓使用者の責務) 第5条 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するにあたっては、常に誤解、混乱等が生じないように努めなければならない。 (旧姓使用中止の申請及び承認等) 第6条 旧姓を使用する職員がその使用を中止しようとするときは、任命権者に申請してその承認を受けなければならない。 2 前項に定める申請は、「旧姓使用中止申請書」(様式第4号)により行うものとする。 3 任命権者が第1項に定める承認をしたときは、「旧姓使用中止承認書」(様式第5号)により当該職員及び所属長に通知するものとする。 (他団体等への派遣職員の適用除外) 第7条 他の地方公共団体及び公益法人等へ派遣された職員については、派遣先団体の取り扱いによるものとする。 (その他) 第8条 この要項に定めのない事項で必要なものについては、各任命権者が定める。 附則 (施行日) 1 この要項は、平成18年1月1日から施行する。 (経過措置) 2 この要項の施行日の前に戸籍上の氏を改めた職員は、平成18年4月30日までの間に、第2条第1項に定める申請をすることができるものとする。														
26	205	宮津市	1	宮津市職員服務規程 (氏名等の届出) 第7条 婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた職員が、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を使用しようとするときは、別に定めるところにより、市長の承認を受けなければならない。	宮津市議会	1	3	1	宮津市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第9条第2項 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							
26	206	亀岡市	1	亀岡市職員の旧姓使用に関する要綱 第1条 この要綱は、職員(定年前再任用職員、臨時的任用職員及び非常勤職員を含む。)が婚姻等によってその戸籍上の氏を改めた後も、その職業生活上の支障を回避できるよう、希望により改める前の氏(以下「旧姓」という。)を使用する場合の手続等について定める。 (令2訓令2・令5訓令4 一部改正) (旧姓使用の申請及び承認) 第2条 職員が旧姓を使用しようとするときは、所属長を経て任命権者に申請しその承認を受けなければならない。 2 前項に定める申請は、亀岡市職員の旧姓使用申請書(別記第1号様式)により行うものとする。 3 前項の規定による承認を受けた職員(以下「旧姓使用職員」という。)(第33条に規定する履歴事項の変更届に添えて提出するものとする。 (旧姓を使用する範囲) 第3条 前条に定める承認を受けた職員は、次の各号に定める場合を除き旧姓を使用できるものとする。 (1) 公権力の行使に関わる場合 (2) 税務署、共済組合、年金事務所、銀行その他の外部の機関等に支障を及ぼすおそれがある場合 (3) 法令等により戸籍上の氏名を使用することが定められている場合 (4) 人事給与関係文書で電子計算システムの構成又は設定に変更が必要となる場合 (5) その他職務遂行上又は事務処理上、誤解又は混乱を生じさせるおそれがある場合	亀岡市議会	1	3	1	亀岡市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							
26	207	城陽市	1	城陽市服務規程 第10条第2項 (履歴事項の変更届) 第10条 職員は、履歴事項に変更が生じたときは、直ちに別に定める変更届に必要書類を添えて人事担当課長に届けなければならない。 2 婚姻、養子縁組その他の事由により戸籍上の氏を改めた職員は、改める前の氏(以下「旧姓」という。)を引き続き使用しようとするときは、別に定めるところにより、市長の承認を受けなければならない。 3 前項の規定による承認を受けた職員(以下「旧姓使用職員」という。)(は、旧姓の使用に当たり、市民、関係機関、職員等に誤解や混乱が生じないように努めなければならない。 4 旧姓使用職員については、別に定める範囲において旧姓を使用するものとする。 5 旧姓使用職員が旧姓の使用を中止しようとするときは、別に定めるところにより、市長に届出をするものとする。	城陽市議会	1	2	1	城陽市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							
26	208	向日市	1	向日市職員の旧姓使用に関する取扱規程 第1条 この規程は、職員(再任用職員、臨時職員、特別職の職員を除く。以下同じ。)が婚姻等によりその戸籍上の氏を改めた後も、職業生活上の支障を回避できるよう、希望により引き続き改める前の氏(以下「旧姓」という。)を使用する場合の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。	向日市議会	1	2	1	向日市議会会議規則 第2条(欠席の届出) 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							

都 道 区	市 区	府 町 村	町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査															
					問12-1	問12-2	問12-3	問12-4	問12-5		問12-6	問12-7								
					議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休業期間の報酬について減額の規定はあるか。	問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)									
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他								
26	209	長岡京市	1	長岡京市職員の旧姓使用に関する規程 (趣旨) 第1条 この訓令は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めたことにより生じる職務上の不利益又は不都合を解消するために、婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を使用することに関し必要な事項を定めるものとする。 (旧姓使用の申請及び承認) 第2条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書(別記様式第1号)により速やかに所属長を経て市長に申請しなければならない。 2 市長は、旧姓使用の承認をしたときは、旧姓使用承認通知書(別記様式第2号)により、所属長を経て当該職員に通知するとともに、旧姓使用者名簿(別記様式第3号)に登録するものとする。 (旧姓使用の範囲) 第3条 旧姓使用の承認を受けた職員(以下「旧姓使用職員」という。)は、次に掲げる場合を除き、旧姓を使用することができる。 (1) 公権力の行使に関わる場合 (2) 税務署、共済組合、年金事務所、銀行等、外部の機関等に支障を及ぼすおそれのある場合 (3) 人事給与等関係文書で電算システムの変更が必要となる場合 (4) その他職務遂行上又は事務処理上、誤解や混乱を生ずるおそれのある場合 (職員が異動した場合の取扱い) 第4条 旧姓使用職員が人事異動等により異動した場合は、異動後の所属長に対して旧姓使用承認通知書(写しを含む。)を提示し、旧姓使用の許可を得ていることを伝えなければならない。 (旧姓使用の中止) 第5条 旧姓使用職員は、旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止申請書(別記様式第4号)により所属長を経て市長に申請しなければならない。 2 市長は、旧姓使用の中止の承認をしたときは、旧姓使用中止承認書(別記様式第5号)により所属長を経て当該職員に通知するものとする。 3 職員は、特段の理由なく、旧姓使用申請と旧姓使用中止申請を繰り返してはならない。 (責務) 第6条 旧姓使用職員は、旧姓を使用するにあたっては、常に誤解、混乱等が生じないように努めなければならない。 2 市長は、旧姓使用の適正な運営管理に努めなければならない。	長岡京市議会	1	2	1	長岡京市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1
26	210	八幡市	1	八幡市職員旧姓使用取扱要領 第1条 この要領は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を変更した後、も、引き続き変更前の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。	八幡市議会	1	3	1	八幡市議会会議規則(平成25年八幡市議会規則第1号) 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1	
26	211	京田辺市	4		京田辺市議会	1	2	1	京田辺市議会会議規則 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1		
26	212	京丹後市	1	○京丹後市職員の旧姓使用に関する規程 (目的) 第1条 この訓令は、婚姻、養子縁組その他の事由により、戸籍上の氏を改めた職員について、改姓前の氏(以下「旧姓」という。)を文書等において使用することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。 (旧姓を使用することができる文書等) 第2条 旧姓を使用することができる文書等は、別表第1に掲げるものとする。 2 旧姓を使用することができない文書等は、別表第2に掲げるものとする。 (承認申請) 第3条 職員は、文書等に旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書(様式第1号)により、所属長を経て市長に提出しなければならない。 2 採用時において、既に婚姻等により戸籍上の氏を改めている職員については、前項の旧姓使用承認申請書に戸籍上の氏を改めたことを証する書類を添付して提出するものとする。 (承認) 第4条 市長が旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により当該職員に通知するものとする。 (旧姓使用の中止) 第5条 前条の規定により承認を受けて旧姓を使用している職員が、その使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第3号)を、所属長を経て市長に届けなければならない。 2 前項の規定により旧姓の使用の中止を届け出た職員は、特段の事情なく再び旧姓の使用を申請することはできない。	京丹後市議会	1	3	1	京丹後市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日前8週間(多胎妊娠の場合にあつては14週間)及び出産後8週間(多胎妊娠の場合にあつては14週間)にわたる間において、又は妊娠満12週未満で流産した場合に1週間の範囲内においてその期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	区 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査														
				議会名	問12-1	問12-2	問12-3	問12-4	問12-5		問12-6	問12-7						
					議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問3で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問5で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)							
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	問3で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
			(所属長及び使用者の責務) 第6条 所属長は、所属職員の旧姓使用に関し、適切な運用が図られるよう努めなければならない。 2 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たっては、市民及び他の職員等に無用な誤解や混乱が生じることのないよう努めなければならない。 (旧姓使用の取消) 第7条 市長は、職員の旧姓使用によって職務の遂行上支障が生じていると認めるときは、当該職員に係る旧姓使用の承認を取り消すことができる。 (他団体等への派遣職員の適用除外) 第8条 国及び他の地方公共団体等へ派遣された職員については、派遣先団体の取扱いによるものとする。 (その他) 第9条 この訓令に定めるもののほか、旧姓の使用に関し必要な事項は、別に定める。 附 則 この訓令は、平成30年1月4日から施行する。 別表第1(第2条関係) 旧姓を使用することができる文書等 (1) 名札 (2) 座席表、内線番号表、事務分掌表 (3) 職員録 (4) 出勤簿、タイムカード (5) 起案文書、供覧文書、事務引継書、出張報告書、人事評価記録書 (6) 休暇簿、職務専念義務免除簿、週休振替・代休日指定命令簿 (7) 育児休業等申請書、介護休業等申請書 (8) 兼業許可申請書、団体等兼職届 (9) 時間外勤務命令簿、扶養親族届、通勤届、住居届 (10) 職員互助会関係文書(行事参加申込書を除く。) (11) 庁内ネットワーク上の表示、個人メールアドレス (12) 財務会計システム上の表示(起票者、決裁者等、ただし、債権者登録は除く。) (13) その他、専ら組織内部で使用している簡易な文書等で、旧姓を使用しても支障がないと認められるもの 別表第2(第2条関係) 旧姓を使用できない文書等 (1) 人事記録、人事台帳、発令通知書 (2) 身分証 (3) 宣誓書 (4) 分限・懲戒関係文書 (5) 退職願、早期退職募集制度関係文書 (6) 給与明細書、児童手当関係文書 (7) 旅行命令簿、旅費請求書、財務会計債権者登録 (8) 税金関係文書(源泉徴収票、扶養控除申告書、保険料控除申告書等) (9) 共済組合、厚生会、退職手当組合関係文書 (10) 保険関係文書(健康保険、厚生年金、労働保険等関係文書) (11) 健康診断等関係文書 (12) 事故報告、公務災害関係文書 (13) 許認可、立入検査、徴税等法令に基づく行政処分に係る対外的な文書、その他職員の身分に基づいて行う対外的な行政行為に係る文書 (14) その他旧姓を使用することにより、法的な問題を生じるおそれがあると認められるもの 南丹市職員の旧姓使用に関する要綱	議 会 名														
26	213	南丹市	1	南丹市議会	1	2	1	南丹市議会会議規則 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	
26	214	木津川市	1	木津川市議会	1	3	1	木津川市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																			
				問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)													
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。				議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他							
26	303	大山崎町	1	大山崎町職員服務規程 第11条 2 職員が婚姻等により戸籍上の氏を改めた後も、勤務公署において引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)の使用を希望する場合は、旧姓使用申出書(様式第10号)を所属長に提出しなければならない。	大山崎町議会	1	3	1	大山崎町議会会議規則 第2条 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1		
26	322	久御山町	1	久御山町職員の旧姓使用に関する要綱 第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下この条において「婚姻等」という。)により、戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等によりその氏を改める前の氏(以下「旧姓」という。)を職務上使用することに関し必要な事項を定めるものとする。	久御山町議会	1	2	1	久御山町議会会議規則 第2条 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1	1	
26	343	井手町	4		井手町議会	1	2	1	井手町議会会議規則 (欠席の届出)第2条第2項中、「前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。」	2							1	1	1	1	1	1	
26	344	宇治田原町	4		宇治田原町議会	1	2	1	宇治田原町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1	1	
26	364	笠置町	4		笠置町議会	1	2	1	笠置町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1	1	1
26	365	和東町	1	和東町職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、職員が互いに個性を尊重し、能力を発揮しやすい職場環境の整備を図るため、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により、戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を職務において使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。 (適用職員) 第2条 この要綱の規定は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に定める一般職に属する職員に適用する。 (旧姓を使用することができる文書等) 第3条 旧姓を使用することができる文書等の基準は、別表第1のとおりとする。 2 旧姓を使用することができない文書等の基準は、別表第2のとおりとする。 (責務) 第4条 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たっては、町民及び職員に誤解又は混乱を生じさせないように努めなければならない。 2 所属長は、所属職員の旧姓の使用に関し、適切な運用が図られるよう努めなければならない。 (旧姓使用の承認申請) 第5条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用申請書(様式第1号)を町長に提出し、承認を受けなければならない。 (承認) 第6条 町長は、旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、当該職員に通知するものとする。 2 町長は、前項の承認通知書を通知した場合は、旧姓使用職員台帳(様式第3号)に承認の内容を記載するものとする。 (旧姓使用の取消し)	和東町議会	1	3	1	和東町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																						
				問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)																
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例							配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他				
			第7条 町長は、旧姓使用を承認した後において、当該旧姓使用が職務遂行上又は事務処理上支障があると認めるときは、当該旧姓使用者に係る旧姓使用の承認を取り消すことができる。 2 町長は、前項の規定により旧姓使用の承認を取り消したときは、その旨を旧姓使用取消通知書(様式第4号)により当該職員に通知しなければならない。 (旧姓使用の中止) 第8条 旧姓を使用している職員は、旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第5号)を町長に提出しなければならない。 (他団体等への派遣職員の適用除外) 第9条 他の地方公共団体及び公益法人等へ派遣された職員については、派遣先団体の取扱いによるものとする。 (その他) 第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。 附則 この要綱は、令和3年12月1日から施行する。 別表第1(第3条関係) 基準 例 法令等に抵触するおそれなく、職務遂行上支障がないと認められるもの 事務引継書、回覧用紙、起案文書の氏名表示及び押印、決裁に係る押印、休暇等届、出張命令書、復命書、育児休業に関する申請書等、代休簿、時間外勤務事前承認申請書、職務に専念する義務の免除承認願、証明書交付申請書、タイムカード、名札、名刺、職員配置図、事務分担表、庁内ネットワークユーザー名 別表第2(第3条関係) 基準 例 1 公務員の身分関係に係るもの 人事記録、法令等に基づく身分証明書、辞令書、履歴書、宣誓書、退職願、処分関係文書 2 職員の権利・義務に係るもの等で特別な法律関係を生じさせるおそれのあるもの 給与明細書、源泉徴収票、請手当届、旅費請求書、共済組合関係文書、研修関係文書、公務災害関係文書、健康診断関係文書、労働保険関係文書、職員互助会関係文書、退職手当関係文書、支出命令書における請求者氏名(請求に係る証拠書類等) 3 公権力の行使に係るもの 許認可、立入検査、徴税等の法令等に基づく行政処分に係る文書、その他職員の身分に基づいて行う対外的な行政行為に係る文書 精華町職員の旧姓使用に関する事務取扱要領																							
26	366	精華町	1		精華町議会	1	3	1	精華町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2								1	1	1	1	1				
26	367	南山城村	2		南山城村議会	1	2	1	南山城村議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2										1	1	1	1	1		



調査時点 議会関係は2024年7月1日(その他2024年4月1日)

都	市	区	府	町	村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割	
						問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っていますか。	問12-11 問12-10で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問12-12 問12-11で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問12-16で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1 左記で、1.を選択した場合該当部分の規定を記入してください。		
						1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所以が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。 4. なし	1. ハラスメント防止(倫理規定等)に関する規定 2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している 3. その他	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っており、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)				
						0	0	2			11	4	2	2		2				
						0	3	6	1	0	3	5	3	11		23				
						1	0	18			12	5	21	0		1				
						25	23							13						
26	100	京都市				4	2	3			1	1	1	2	1	京都市地域防災計画 京都市男女共同参画センターにおける防災啓発(文化市民局共生社会推進室男女共同参画担当) "防災と男女共同参画"をテーマにした講座、広報媒体や教材の提供などを通じ、多様な視点での災害への備えを啓発する。 避難所運営に関する男女共同参画の推進(行財政局防災危機管理室、文化市民局共生社会推進室(男女共同参画推進担当)、区役所)行財政局防災危機管理室、文化市民局共生社会推進室(男女共同参画推進担当)、区役所は、避難所の開設・運営に際しては、女性が「主体的な担い手」であることの認識の下、運営組織等には男女が共同して参画することを基本として取組を進める。 (引用箇所:京都市地域防災計画「震災対策編」)				
26	201	福知山市				4	4	3			3		3	1	2	福知山市議会議員の旧姓等使用に関する取扱要綱 (目的) 第1条 この要綱は、福知山市議会議員(以下「議員」と言う)が議会において使用する氏名について、戸籍上の氏名に代えて、旧姓及び通称(以下「旧姓等」という)を使用する場合の取扱いに関して、必要な事項を定めるものとする。 第2条 議員は、あらかじめ議長の承認を得て、在任中、旧姓を使用することができる。ただし、次に掲げる場合は、旧姓を使用することができない。 (1) 履歴に関する届出書類 (2) 議員に関する証明書類 (3) 辞職願 (4) 議員報酬及び費用弁償の支給に関する書類 (5) 扶養控除等申告書その他の源泉徴収に関する書類 (6) 叙位及び叙勲の申請に関する書類 (7) 市議会議員共済会に関する書類 (8) 前各号に掲げるもののほか、旧姓の使用によって実務上の混乱が生じるおそれがあると議長が判断するもの				
26	202	舞鶴市				4	4	2			1	1	2	4	1	舞鶴市地域防災計画(一般災害対策編) 第4節 避難所の開設・運営 3. 避難所の管理、運営の留意点				
26	203	綾部市				4	4	3			3		3	4	2					
26	204	宇治市				4	4	3			3		3	2	2					
26	205	宮津市				4	4	2			2	2	2	1	2					
26	206	亀岡市				4	4	3			1	1	3	2	2					
26	207	城陽市				4	4	3			3		3	2	2					
26	208	向日市				4	2	3			2	2	3	4	2					
26	209	長岡京市				4	4	3			3		3	2	2					
26	210	八幡市				4	4	3			3		3	2	2					
26	211	京田辺市				4	4	3			3		3	4	2					
26	212	京丹後市				4	4	3			1	3	3	4	2					

